



令和3年11月12日

担当課	産業政策課
担当者	入山・小林
電話	(073) 435-1040
内線	3032

## 和歌山市事業者支援金（市内中小企業等向け）申請受付開始

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が一定程度減少している飲食業、宿泊業、卸売業、小売業などのサービス業、製造業（食品、地場産業等）を営む市内中小企業等を支援する「和歌山市事業者支援金」の受付を**令和3年11月15日（月）**から開始します。

### 1 支援対象者

- 和歌山県の「飲食・宿泊・サービス業等支援金（第Ⅱ期）」の給付を受けた中小企業者等であって、次のア又はイのいずれかに該当するもの。
  - ア 市内に主たる事務所又は主たる事業所を有する者（個人にあつては、市内に住所を有する者）
  - イ 市外に主たる事務所又は主たる事業所を有する者（個人にあつては、市外に住所を有する者）のうち、市内において対象店舗等を運営しているもの

### 2 支援金額

- 令和3年10月1日時点の常時使用している従業員の数に応じて、15万円～60万円を給付します。
- ※ 支援対象者イの場合は、市内対象店舗等における従業員の数に応じて、給付します。



### 3 申請手続（令和3年11月15日から令和4年2月18日まで）

- 市への申請には、**県支援金（第Ⅱ期）の給付完了通知の写し**が原則必要となります。
- 申請要領は、市ホームページからダウンロードしていただけます。また、市役所1階総合案内所、各サービスセンター等で配布も行っております。  
<http://www.city.wakayama.wakayama.jp/1016047/sangyoukigyousien/1040369.html>
- 令和4年2月18日（金）まで**に下記宛先まで郵送にて申請してください（消印有効）。  
 〒640-8158  
 和歌山市十二番丁60番地 デュオ丸の内2階 和歌山市事業者支援金事務局 宛  
 問合せ：0120-920-198又は073-488-2774（平日9時～17時）